

千葉県感染症予防計画の改定について（報告）

令和6年3月
健康福祉部疾病対策課

県では、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下、「感染症法」という。）に基づく法定計画として、千葉県感染症予防計画（以下、「計画」という。）を策定しています。

今般、新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえ、新興感染症に備えるため、感染症法及び国の「感染症の予防の総合的な推進を図るための基本的な指針」が改正されたところです。

これを受け、本県では必要な体制を検討した上で、新興感染症に対する保健・医療体制等に係る記載事項を充実させるなど、計画の改定を行い、感染症対策の強化を図ります。

1 千葉県感染症予防計画について

（1）基本的な考え方

成田国際空港等を抱える本県において、感染症発生時における危機管理体制や医療提供体制の整備充実が重要であり、県では、事前対応型行政として、平時から感染症の発生及びまん延を防止していくことに重点を置き、感染症対策に取り組む。

（2）計画の位置付け

感染症法第10条に基づく法定計画

（3）計画期間

令和6年度から令和11年度まで（6年間）

2 計画のポイント

新興感染症の対応に係る体制を強化するため、計画の保健・医療体制等に係る記載事項の充実を図る。

- ・ 医療提供体制、検査体制及び宿泊療養体制等に係る数値目標の設定
- ・ 数値目標を担保するための医療機関、民間検査機関、民間宿泊事業者等との協定の締結
- ・ 感染症対策連携協議会の設置・活用（予防計画の協議、予防計画に基づく取組状況の進捗確認等）

3 計画の構成等

別紙「千葉県感染症予防計画概要」参照

4 施行日

令和6年4月1日